

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パナマ	パナマ大学日本語学習機材整備計画のための贈与に関する日本 国政府とパナマ共和国政府との 間の交換公文	パナマ大学日本語学習機材整備計画を実施するために 必要な生産物及び役務の購入	28,300千円 H24.12.31まで	H22.3.15 パナマで (同日)	日本側 三沢真在 パナマ側 フアン・カルロス・バレーラ 副大臣 外務大臣 兼	H22.4.2 161号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。